

# 令和8年度（2026年度）県民アンケート調査に係るSNS広告等業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 目的

本県では、毎年実施している県民アンケート調査をはじめとして、個々の政策課題に関する県民の意識を把握し、今後の施策に活かすため、各種調査を実施している。近年、SNSを中心としたインターネット利用時間が増加しているほか、SNS利用者の多くが住所・年齢・性別・趣味などの基本属性を設定している状況にあることから、SNSを活用することにより、特定の対象に絞った効果的かつ戦略的な情報発信が可能であると考えている。

このため、本県ではSNS広告を活用したアンケート調査手法の確立を目指しており、今回はその有効性を検証するため、県民アンケートへの回答を促す広告を各種SNS上において展開する。

## 2 委託する業務

「令和8年度（2026年度）県民アンケート調査に係るSNS広告等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

## 3 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。

(3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。

(4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(5) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 共同企業体を構成して申請する場合は、以下を全て満たすこと。
- ア 代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ウ 申請については、一申請者につき一提案とする。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできないものとする。
- なお、代表団体及びその構成員は上記の(1)～(5)の全てを満たすこと。
- エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
- ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 次の事項を定めた共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
  - ・共同企業体の名称
  - ・構成員の名称及び所在地
  - ・代表者の名称
  - ・代表者の権限
  - ・構成員の出資比率
  - ・構成員の責任
  - ・取引金融機関
  - ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
  - ・業務履行中における構成員の破産及び解散に対する措置
  - ・解散後の瑕疵担保責任
  - ・その他必要な事項
- キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できる者であること。

#### 4 受託者の選定方法

##### (1) 企画審査会（プレゼンテーション）

提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を行い、最も事業効果が高いと判断した提案者を受託者として選定する。プレゼンテーションの内容は以下アからキのとおりとし、審査項目及び配点は(2)のとおりとする。

ア 日程

令和8年（2026年）6月29日（月）

※企画提案者が多数の場合は、日程調整を行う可能性有り。

イ 場所

熊本県庁

※日時、場所等の詳細については、別途通知する。

ウ 出席者

1 提案者3名まで（担当者及び責任者は必ず出席すること。）

エ 実施時間

1 提案者25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

## オ 内容

提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。ただし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

## カ 順番

企画提案書を受け付けた順番とする。

## キ 機器の準備

プレゼンに必要な機器（55型モニター、PC）は本県で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

※プレゼンテーションについては、紙ベースでの実施でも可とする。

※企画提案希望者が7者以上となった場合は、(2)に基づき、県にて提出された企画提案書等の事前審査を行い、企画審査会に参加する者を選定する。

## (2) 審査基準

県は、別添の審査基準に基づき、厳正な審査を実施する。

採用基準点数は、審査員の合計点とし、最も点数が高いと判断した提案者を受託者として選定する。

なお、参加者が1者の場合は、企画提案内容を総合的に評価し、契約候補者としての適否を判断する。

## (3) 審査結果

契約相手方（候補者）の選定結果については、全てのプロポーザル参加者に対し、書面を郵送して通知する。

## 5 参加申込について

### (1) 提出物

ア 参加表明書（様式1）1部

イ 会社概要 1部

会社概要のわかるパンフレット等を添付すること。

ウ 登記事項証明書 1部

法務局が提出日の6か月以内に発行した現在事項証明書又は履歴事項全部証明書の原本に限る。

エ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し 1部

オ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの）1部

(ア) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

(イ) 県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありませぬ。」の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

## カ 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※令和8年度（2026年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからカまでの書類を省略することができる。その場合、様式第1号にある「(参考)入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

※海外に拠点を置く法人の場合においては、上記に準じ個別に提出物を確認する。

### (2) 提出期限

令和8年（2026年）6月16日（火）正午まで  
持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

### (3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

## 6 企画提案書の提出

### (1) 作成方法

次の項目を盛り込んで作成すること。

#### ア 表紙（様式2）

#### イ 提案内容

以下(ア)～(キ)の項目について、別添の審査基準を踏まえた上で、実施内容がイメージできるよう画像や図表等も用いながら提案すること。

#### (ア) 全体の広告費

- ・SNS等の広告媒体に支払う広告費（管理運用費を除く）の総額を示すこと。ただし、160万円(税込)以上とする。

#### (イ) 広告の企画

提案者の有する知見等に基づき、デジタルプロモーションを実施する際の企画を次のとおり示すこと。

- ・広告デザイン及び広告文（タイトルやディスクリプションなどのテキスト）
- ・広告期間
- ・ターゲティング（地域、年齢、性別、興味・関心等）
- ・フリークエンシーキャップ
- ・使用する広告媒体（X、Facebook、Instagram、LINE、YouTube、TikTok、GDN、YDN等）と媒体ごとの広告費
- ・広告出稿期間終了後の効果測定レポート（閲覧情報や分析内容の方法が分かるもの）のイメージを示すこと。

※実績値の情報の羅列ではなく、当初計画から結果までの一連のデジタルプロモーションの流れとそれに伴う評価、同テーマを改めて広告する場合の有効な知見等も含め、今後活かすことができる分かりやすいレポートとすること。

- ・企画提案は、以下のテーマについて提案すること。なお、ターゲティングに当たっては、必ずしも事業対象者全員に周知する必要はなく、

広報の目的を効果的に達成できるよう工夫すること。また、設定したターゲットの根拠を示すこと。

◇テーマ「2026年県民アンケート調査への回答協力依頼」

・事業概要：

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/18/249629.html>

・事業対象者：満18歳以上の熊本県民

・広報の目的：県民アンケート調査の回答率向上

(ウ) デジタルプロモーションの実績

・過去2年程度のデジタルプロモーション（Google アナリティクスを活用したリターゲティングやGoogle 広告用MCC、Google タグマネージャー等の運用等を含む）の実績を示すこと

(エ) 事業スケジュール及び事業実施体制

・県との打ち合わせ、ターゲット、タグの埋め込み、イベントトラッキングの設定、リターゲティングリストの設定、広告制作・校正、広告出稿、出稿一週間後報告・分析・助言、出稿内容調整、結果・改善案の報告という事業スケジュールが分かるように示すこと

・仕様書の業務内容に記載の「調査時期（予定）」を踏まえたスケジュールとすること。

・事業実施体制を分かりやすく示すこと

(オ) 追加提案

・本事業の効果を高める追加企画を提案すること

(カ) 事業者の取組に関する申出書

・該当がある場合は、添付書類とともに事業者の取組に関する申出書（様式3）を提出すること。

(キ) 参考見積額

※見積書は自社仕様で可とする。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること。

(2) 提出部数

(1) 提出書類は、本要領末記のメールアドレスへ電子データを提出すること。

メール送信後は電話で受信確認をすること。また、容量が800MBを超える場合は、分割してメールを送信すること。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）6月23日（火）正午まで

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

※ 提出期限を超過した者は、契約相手方（候補者）としない。

(4) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

## 9 質問書

実施要領や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、次のとおり提出する。

### (1) 提出方法

質問は必ず質問書（様式4）を用いることとする。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）

### (2) 提出期限

令和8年（2026年）6月9日（火）正午まで

### (3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

### (4) 質問への回答

(1)の質問書に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じて熊本県ホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

## 10 予算額

2,500千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

## 11 契約保証金に関する事項

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

## 12 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

## 13 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

(3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。

(4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。

(6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。

(7) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。

(8) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第

28条に規定する権利を含む。)は、熊本県に帰属するものとし、熊本県が広報上必要なものに利用することができるものとする。

ただし、受託者が受託前から権利を有する知的財産権については、この限りではない。

- (9) ホームページデータ（文書・画像等のデータおよび内容）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利は、成果物の引渡しと同時に、県に帰属するものとする。
- (10) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
  - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (11) 審査で最高位の評価を受けた者が参加要件を満たしていない場合は、契約締結できないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。）
- (12) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (13) 参加者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーション（事業説明）での審査は実施する。
- (14) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式5）を提出すること。

#### 14 問い合わせ・書類提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県企画振興部企画課 政策班

TEL：096-333-2018／FAX：096-382-4066

E-Mail：kikaku@pref.kumamoto.lg.jp

## 令和8年度(2026年度)県民アンケート調査に係るSNS広告等業務委託 プロポーザル審査基準

評価項目	審査の視点・ポイント等	配点
(1) 全体の広告費	・広告媒体に支払う広告費は、より多くの金額が配分されているか。 (下限:160万円(税込))	15
(2) 広告の企画 テーマ「2026年県民アンケート調査への回答協力依頼」	・広告デザイン及び広告文は、閲覧者がクリックしたくなるデザインや工夫が施されているか。 ・広告には、クリック率の向上が狙える仕掛けが施されているか。	25
	・ターゲティングや広告媒体の選択、ランディングページ等の提案はテーマの広報目的を効果的に達成するものか。	10
	・広告期間終了後の効果測定レポートは詳細で分析に有効か。 ・分析結果や今後の改善点について、要点が簡潔にまとめられているか。	15
(3) デジタルプロモーションの実績	・業務実績が十分であり、高い業務遂行能力及び確実な事業実施が見込まれるか。	10
(4) 事業スケジュール及び事業実施体制	・事業スケジュールは、県が定める広告掲載時期に合わせ、スムーズに展開されるものとなっているか。 ・提案者の組織体制は、事業スケジュールを含め、提案した業務を確実に実行できる体制か。	15
(5) 追加提案	・本事業の事業効果を高める企画(広告クリック率の向上やランディングページへのアクセス数の増加、コンバージョン獲得数の増加等)は有用か。	5
(6) 事業者の取組	・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 ・障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があること、または、協力雇用主登録制度に登録があること。 ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があるか。 ・熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。 ・熊本県SDGs登録制度又はパートナーシップ構築宣言に登録しているか。	5
合 計		100